

★支えあい ポプラの木のよう成長★
ポプラの会 10周年を祝う



参加と平等

県推協新聞

第412号

2014年 10月 28日

郵便振替口座/00580

-9-2534・障県協

購読料: 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

発行 障害者の生活と権利を守る
 長野県連絡協議会
 発行所 〒三八一〇〇三四
 長野市高田中村二七六一八
 長野県労働会館一階
 電話 〇二六(二六四)五二五六
 FAX 〇二六(二六四)五二五六
 松丸 道男
 発行人

NPO法人ポプラの会は、十周年を祝う会を、十月十一日(土)事務局を置く県社会福祉総合センターにおいて開催しました。開会の挨拶で会長の山本悦夫さんは、設立当初の大変な苦勞を語るとともに、「多くの皆様の理解と力強い支援により今日がある」と感謝の気持ちを伝えました。

来賓の挨拶では、参加者七名全員が一言ずつ祝辞を述べました。当会からは、原副代表が参加し、「全国的に見ても、精神障がい者の当事者会は少ない。大変な努力があつてポプラの会を立ち上げ、来賓各位の団体はじめ諸団体と連携し地道な活動を積み上げ、素晴らしい成果をあげてきた」ことに敬意を表し「今後、益々の活躍と発展を祈念します」とお祝いの言葉を述べました。

引き続き、パワーポイントを使った、ポプラの会の十年の歩みが紹介され、支援者としてもに歩んできた八名の方の挨拶がありました。

続いて、「フルートアンサンブル長野21」による演奏会と余興を含めた交流会が開かれ、心温まる祝賀会となりました。とりわけポプラの仲間たちの顔は輝いて見えました。

「ポプラの会」発展の十年(略歴)

- ・二〇〇三年 長野市精神障害者当事者会準備会開催(十月)
- ・二〇〇四年 長野市精神障害者「当事者ポプラの会」設立(四月)講演会、シンポジウム開催
- ・二〇〇五年 「せいしれん」と協働で「ピアサポート事業」開始
- ・二〇〇六年 「ゆい」を知事

紙面の案内

- ◆P1~P2; ポプラの会10周年を祝う
- ◆P2~P3; 「精神障がい者も病院ではなく地域で暮らしたい」請願書 採択される。
- ◆P3~P4; 精神障害者地域移行支援関係者研修会 開かれる。
- ◆P5; 2014年 ひだまりの会 今年もやっています。
- ◆P6; ; 8回目の水泳教室ができました。(「ラッコの会飯田」会員投稿記事)
- ◆P7; 全国ニュース ◆P8; お知らせコーナー



室」へ
 長野市に通院公費負担継続と福祉医療の対象範囲拡大に関する署名と要望書提出
 「若者向け心のバリアフリー事業」に協力
 ・二〇〇七年 SBC スパシャル「こころ受けとめてー精神障害者の願いー」放送(一月)
 「NPO法人ポプラの会」設立総会(六月)
 ・二〇〇八年 「地域活動支援センター・ポプラ」(巨型) 事業開始
 二〇〇九年 長野電鉄利用者にアンケート調査実施 長野電鉄運賃割引実行委員会開催(翌年「障害者の地域交通網を考える会」へ発展) 要望書提出
 ・二〇一〇年 長野電鉄代表者と面談
 「長野県ピアサポートネットワーク」発足(代表・事務局を担う)
 「障害者の地域交通網を考える会」(代表・事務局)、「精神障害者保健福祉手帳に基づく交通運賃等の支援に関する請願書」及び署名活動
 ・二〇一一年 同運動、長野駅前にて街頭署名(一月) 知事に陳情、署名一万五千余筆(二月) 県議会



に請願書提出、採択(三月) しのの鉄道へ要請行動
 ・二〇一二年 しのの鉄道運賃割引実現(三月) 長野県タクシー協会加盟二一社にアンケート調査実施
 ・二〇一三年 仲間に対し公共交通機関利用状況アンケート調査実施
 「地域活動支援センター・ポプラ」H型に移行
 ・二〇一四年 「精神障がい者も病院ではなく地域で暮らしたい信州ネットワーク」(代表・事務局) 発足 署名活動、記者会見、知事陳情、県議会請願実施
 上記のほか、精神科病棟転換型居住系施設問題の全国集会で発表者になったり、全国的な障害者団体や他道府県の当事者会と協力し運賃割引制度拡充を求めて国土交通省への要請行動などを実施したりしています。
 ポプラの会の事業内容等を知りたい方はホームページなどをご覧ください。(事務局 ☎026-2281-3344)

県議会で請願書採択される

—精神障がい者が地域で当たり前暮らせる社会をめざし—

精神障がい者も病院ではなく地域で暮らしたい信州ネットワーク(代表・山本悦夫さん)は、九月県議会の開会に合わせ、各会派に働き掛け議会請願に取り組みました。県民や県議会各派にも十分に理解が広がっていない中、理解の促進を優先し、県議会での採択を目指しました。
 最大会派の自由民主党県議団から「与党として国で決めてスタートしている事業に反対するわけにはいかない」との基本的な姿勢が示されたことから、協議を重ね、お互いの立場を理解しあった上で、「当事者の声を聴き、慎重に検討する」方針で合意することができました。
 また、当初の請願項目の中で、

- 「国への意見書提出」については、請願項目から除外し、議員提案で提出することになり、今月九日の本会議で採択されました。
- 他の請願項目については、下記の様に修正した上で提出し、一四日(火)の県民文化健康福祉委員会及び一五日(水)の本会議で採択されました。
- (採択された請願項目)
1. 県として精神科病棟転換居住系施設試行事業については、実施の是非を含め当事者の意見を聴取し、慎重に検討してください。
 2. 県として精神障がい者が地域社会で暮らすことが可能となる総合的施策の充実を進めてください。
 1. 国に対し精神科病棟転換居住系施設施策を見直し、当事者参加のもと、精神障がい者が地域社会で暮らすことが可能となる総合的施策を充実することを求める意見書を提出してください。(除外)
 2. 県として精神科病棟転換居住系施設試行事業を実施しないでください。(修正)
 3. 県として精神障がい者が地域社会で暮らすことが可能となる総合的施策の充実を進めてください。

(原案通り)

委員会の口頭陳情と理解広がる

同委員会では、大池ひろ子さん、大堀尚美さん両名による口頭陳情を行いました。精神障がい者の地域化施策を担ってきた専門家としての大池さん並びに当事者としての大堀さんの説得力ある意見や訴えに、委員の各議員や傍聴する県職員は真剣に聞き入っていました。御岳山の噴火事故に伴い県議会日程が厳しくなり、二人の口頭陳情に与えられた時間は計五分という短さでしたが、永井一雄（改革クラブ）、藤岡義英（日本共産党）両委員の質問によりいっそう理解を進めることができました。

さらに、委員会の中で藤岡委員から、大堀さんの訴えに基づき、「アウトリーチ事業」に関する健康福祉部に対する質問及び要望意見が出され、今後の施策推進の期待につながりました。委員会では全会派の賛成により採択され翌日の本会議に回されました。

なお、県議会請願に関しては、知事陳情同様に団体及び個人署名を多数寄せていただきましたが、

請願事項の修正に伴い、署名を提出することはできませんでした。各会派に紹介議員の要請に伺う際、署名用紙を持参し趣旨や経過を説明し一定の役割を果たすことができました。同ネットワーク山本代表は、「運動の第一歩は大きく前進しました。これからが本番、協力いただいた皆さんには心から感謝したい。今後もお力添えをお願いしたい」と語っています。

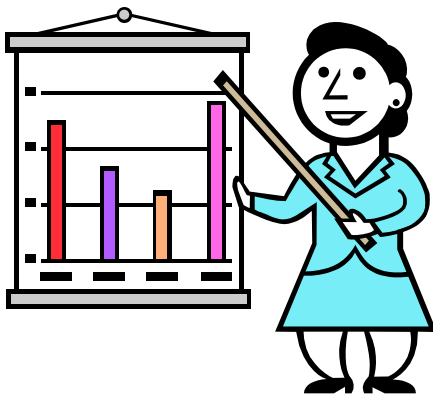
「アウトリーチ事業」

二〇一一年度から厚生労働省が進めている事業です。地域に向けた支援（退院支援）と入院を防ぎ、地域に根付く支援（地域定着支援）を合わせて行うことが重要とされます。アウトリーチ（訪問）による支援により、「入院」という形に頼らず、まずは「地域で生活する」ことを前提とすることについて、関係者が共通認識を持つ必要性があります。専門職がチームを組んでニーズに応じて訪問支援を行い、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うことが大切です。方向性として、将来的には一般制度

化（診療報酬等）を目指すため、モデル事業（全国二五カ所）として実施の上検証を行うこととなっています。

長野県はこのモデル事業には手を挙げず、独自事業として「地域生活支援コーディネーター」（四人）を置いて地域化を進めてきました。この独自事業は今年度で終了することとなっています。

委員会において健康福祉部は、藤岡委員の質問及び要望に対し、「県の独自事業（コーディネーター）は終了するが、内容としては市町村へ継続して行っていきます」「アウトリーチ事業については研究したい」と回答しました。



**精神障害者地域移行支援
関係者研修会開かれる**

—障害者権利条約に関して
藤井克徳氏の講演—

「『地域で暮らす』を実現する私たちの明日」をテーマに、社会福祉法人「絆の会」が主催する長野・北信地域精神障害者地域移行支援関係者研修会が一〇月一七日（金）、長野市東部文化ホールにおいて開催されました。

研修会は主催者挨拶の後、長野県保健疾病対策課の小林由利子係長から「精神障害者の地域移行について一国・県の動向」、続いてコーディネーター設置事業終了後の地域移行支援の展開について、絆の会、長野市保健所、長野圏域、北信圏域の四力所からの報告が行われました。さらに、絆の会合唱団による発表、NPO法人ホプラの会・山本悦夫会長の体験発

表、J.D・藤井克徳代表による講演が行われました。

「地域で当たり前暮らし」はこれから

県並びに各地からの報告によって明らかになったことは、病院、障害者総合支援センター、相談支援事業所、圏域の自立支援協議会市町村、保健福祉事務所、地域生活支援コーディネーターなど関係機関等の連携により、地域移行支援並びに定着支援が行われている市町村においては、「地域支援により、疾患を有しながらも生活を継続できることを実感している」との評価が定着しています。

一方で、市町村によっては、「相談支援事業所やグループホームが無いため、退院に向けた相談先や退院先がない」「事業所やグループホームがあっても『ケースがいったばいで受けられない』といわれることがある」など、社会資源の絶対的な不足が指摘されています。県単独事業としての「退院支援コーディネーター設置事業」は今年度で終了となります。継続を求めている関係者も多いことから、コーディネーター事業を市町

村等で引き継ぐところもあります。が、予算、患者数、社会資源の有無など様々な事情から市町村等の施策判断に任せられ、格差がいつそう大きくなる懸念が懸念されま

す。「権利条約に照らし、地域で暮らし」を実現

藤井克徳さんが講演の冒頭で切り出したのは、「盲導犬の刺傷事件、生活保護の切り下げ、病棟転換型居住系施設問題、集団的自衛権の行使、それぞれが別の問題のようであるがつながっている」との現在社会の抱える課題です。第二次大戦中の都立松沢病院での患者死亡者数の年次統計、ナチスのアウシュビッツ収容所と宣教師の述懐などを紹介しながら、国際障害者年の決議をはじめ、様々な人権宣言の背景にある平和への希求、「障害者を生み出す最大の理由は戦争、どんな小さな懸念でも疎かにしない」ことを静かに訴えました。

さらに、東日本大震災について、「障害者の死亡率は、障害のない人の二倍、政府はその検証を約束したが今なお行っていない」

「自然災害は避けられないが、日常時の暮らしを見直すことが、人災を減らすことにつながる」ことを示唆しました。

講演のテーマは、「障害者権利条約から照らして、当事者の望む『地域で暮らし』を実現するためには」です。「障害者」の捉え方が医学モデルから社会モデルに変わってきていること、権利条約の経過や批准までの国内の障害者団体の動き、国の法制度の改正、障害者の生活実態と権利条約の各条項が目指すものについて、具体例を示しながら説明しました。

とりわけ、精神障害者施策のあるべき施策として、権利条約で謳われた「他の市民との平等」と合わせ、わが国では「障害種間の平等」も重要な課題であると述べました。具体策として、地域社会の中で当たり前暮らしするためには▽所得保障▽社会資源の拡充▽家族負担の軽減▽精神科特例の廃止▽病院スタッフの意識転換▽社会にある差別意識の除去などを挙げました。

これからの運動としては、「ゼロ地点戦略」+「横並び戦略」を提唱。私たちは今、マイナスの地

点にいます、特別に扱えというのではなく、「市民との平等」にゼロにすることを求めます。さらに「障害種間の平等」、例えば、J.R交通運賃割引制度が身体・知的障害者にはあって精神障害にはないなどの問題について横並びを求めていきます。そして、高齢者、生活保護受給者など、社会参加困難者全体と手を取り合いながら運動の質的発展を図っていきたくと提起しました。「権利条約は楽譜と一緒に、世界共通」「権利条約を関係者一人ひとりの血肉とし地域社会に周知・浸透させ、条例など自治体の規範作りをしていきましょう」と呼びかけました。

最後に「みんなを大切にしましょう。一人ひとりのニーズを見逃さないようにしましょう。みんなをそして一人を大事にしていきましょう」と繰り返し呼びかけました。



2014「ひだまりの会」 今年もやっています。

—多くの方々のご支援あり
がございました。—

報告： 田口 誠(ひだまりの会代表)

秋が日々深まり、「ひだまりの会」の今年の行事予定も残りわずかとなりました。

ここでは、この夏から初秋にかけての「ひだまりの会」の活動を振り返ってみたいと思います。

今年の最初の行事は信州大学での講義でした。これは、信州大学医学部保健学科の理学療法専攻の三年生を対象としている「小児の理学療法」の授業の一環として、障がいを持った子どもと暮らしている家族が、リハビリや生活の中で、どのようなことを感じ、またどのようなことを望んでいるのかなど、普段の授業や実習だけでは感じることはできないことを学生さんに伝えるということを目的として四年前から毎年行っています。

今年七月十一日(金)の午後

の二コマをもらい、前半はこちらの代表者の講演をし、後半は四つの班に分かれてグループディスカッションを行いました。

学生さんからの率直な質問に答え、そして、こちらからのメッセージを伝えることができたと思います。講義終了後は希望者を募り松本駅前の居酒屋で親睦会を行いました。お互いの様々な話を

して親睦を深め、この後予定されていた「サマーキャンプ in 梅池」にも興味を持ってもらうことができました。

その「サマーキャンプ in 梅池」は重度の障がいなどにより家族単位では簡単に旅行もできない会員の休養と交流を目的に平成十二年から開催しています。

途中、デイズニールランドツアーや新型インフルエンザの影響により開催しない年もありましたが、梅池高原の民宿を貸切にしてボランティアの協力を得ながら一泊二日を共に過ごす夏の恒例行事としてすっかり定着しています。

九回目となる今回は日程を八月九日(土)・十日(日)に設定し、五月中旬から募集を開始しました。

その結果、会員家族が十二家族三十七名、ボランティアスタッフが四十名の申し込みがあり過去最多人数となったため、宿泊先として毎回お世話になる「やまきゅう荘」だけでは収容できず、近くの

「やまご館」にもお世話になることにしました。

今回、参加を申し込んだ子どものうち三名が人工呼吸器を使用しています。ボランティアスタッフは県立こども病院や城西病院の医師、看護師、薬剤師のほか教師、保育士、会社員、施設職員、そして、信州大学医学部講師と学生といった様々な職種からの申し込みがありました。

開催日が近づいた頃、運悪く台風十一号が発生し、進路予想では開催当日あたりに本州直撃となっていたため、一時は開催が危ぶまれましたが、当日はそれ程大きな影響は無く参加者全員が無事に到着することができました。

最大人数での開催に加え、初めて屋内での夕食となり、これまでのサマーキャンプとは一味違った雰囲気の中でいつもより早く生ビールを飲み干し、夜遅くまで大いに語り、思い出深い時間を過ごし、来年の開催を約束して無事に終了となりました。

十月に入り、最初の土曜日は長野県信濃学園で開催された「のびろ祭」にボランティアで参加しました。ここは、長野県唯一の福祉型障害児入所施設で、毎年この時期に文化祭を開催しています。

「ひだまりの会」では、アトラクションとして綿あめ・ポップコーン・射的・くじ引きの提供をしました。

そして、十月十九日(日)、長野県立こども病院で開催の「第六回こども病院祭」にもボランティアとして参加し「のびろ祭」と同じく綿あめ・ポップコーン・射的・くじ引きの提供をしました。こちらは四回目の参加となります。こども病院祭の来場者は年々増加し、綿あめ機とポップコーンマシンはフル稼働し射的とくじ引きには順番待ちの長い列ができて休憩が取れないほどの大盛況でした。

今年最後のイベントは、十一月十五日(土)に、松本のキッセイ文化ホールで行われる「第十二回ながらのこども療育用具・福祉機器展」のアトラクション提供となります。
http://www.pt-nagano.or.jp/contents/others/h260910_p1.pdf
これが終了すると「ひだまりの会」は冬眠することになります。



「サマーキャンプ in 梅池」より

8回目の水泳教室 ができました。

—『らっこの会飯田』より—

報告： 会員投稿 仲村光子

七月二十六日・二十七日に八回
目の水泳教室ができました。

今回『らっこの会飯田』として
は、これまでの最高人数の十三人
が参加。スタッフと合わせると
プールの中は大丈夫なのかと心配
でした・・・が、当日はスタッフ
のみなさんの支援により、また、
適時プールから上がる方もいて、
これまで通り体がリラックスで
き、安全で楽しく、また保護者の
みなさんもスタッフも楽しむこと
ができました。

個々にプールの中で体や手足を
様々に動かしたり、時には指導者
のかけ声により全員集合して身近
に参加者を感じたりと、あっとい
う間にプールの借りきりタイムが
終わってしまいました。

八回目というと、当初学期期で

あった子どもたちは成人し、また昨
年からは途中で障害を負ってしまわ
れた方の参加もあり、今年は五十二
歳の方が参加されるというように、
参加者の層に変化がみられます。

終了後の反省会では、どの方も
楽しめた、この水泳教室に参加する
と元気をもらえる、プールに入った
ことで表情も体のリラックス度もい
つもと違う、など水泳活動の素晴ら
しさを確認することができました。
そして、明確に来年度も是非、とい
う方向になりました。

その後参加者等から「らっこ
の会の水泳教室は安心して活動で
き、また子どもたちは初めてかかわ
るスタッフに不安を抱かずにかわ
ることが出来る」「おしっこの管が
入っていたが、水泳教室の時にとっ
てからその後もずっと自力で排尿で
きている」という報告もありまし
た。

来年の水泳教室開催に向け、少
しずつ準備を進めていきたいと思
います。



会員の方から、投稿をいただき
ながら、掲載が遅くなり申し訳あ
りませんでした。

会員各位よりの投稿をお待ちし
ております。





◆消費税は「い」か

「消費税は福祉へ？」（障害者・家族）、「来ません」（厚生労働省担当者）、「エ…?」こんなやり取りに耳を疑ったのは、九月二六日（金）に厚生労働省で行われた、平成二七年度厚生労働省予算概算要求の説明会の場です。

私が注目していたのは、精神科病棟転換型居住系施設問題にかかわる厚生労働省の予算請求です。「高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進」の一部に当たりますが、全国で五億三千万円の予算との説明がありました。さらに質問すると、協議会の設置やプログラム作成など全てにかかるモデル事業の予算というこ

とですので、一つの県に割り振られる額は僅かです。

引き続き関係者の質問、「これらの新規事業にかかわる予算は消費税増税分から出されるということですよね」に対し、担当者は即答しました、「来ません」。参加者は、「当初、増税分は福祉に回すといっていましたよね」と重ねると、「医療の自然増分などで精いっぱい、こちらには回ってこない」とのことです。

概算要求段階では、障害福祉サービス関係費は若干増額されていますが、査定で大きく削られる見込みです。消費税問題を聞かれたら「また、だまされた」と思うのは私だけではないはず。

もちろん「精神科病棟転換型居住系施設」に、当事者、関係者は反対していること、僅かな額であっても予算は他の地域化事業に回すことを求めていることはしっかりと伝えました。

◆石川県九月議会 県知事が子ども医療費の窓口無料化検討を答弁 取り残される長野県！

石川県の谷本知事は、九月県議会の予算委員会において子ども医療

療費について、現在の「償還払い方式」を「現物給付方式」（窓口無料化）に変更することを表明しました。現在、石川県では、自己負担の月額上限額を千円とし、それを超える医療費を助成していますが、長野県同様の償還払い方式のため、いったん窓口で全額支払いが必要です。全国四七都道府県のうち、子ども医療費の窓口無料制度を実施している都府県は三七都府県、石川が実施すれば残りは一桁の道県となります。長野県の一日も早い実現が望まれます。

◆六五歳問題 一歩前進

舟橋一男さん「重度訪問介護」OK

障害者が六五歳になると、それまで受けていた障害者サービスが介護保険優先原則により受けられなくなってしまう「六五歳問題」が、愛知県一宮市の舟橋一男さん（六六歳）らの運動により大きく前進しました。

舟橋さんは、脳性まひの二次障害が進み、生きるためにも多くの支援を必要としています。年収は二百万円未満で住民税非課税のため障害者福祉サービスの利用料自己負担は無

料でした。ところが、二〇一三年、六五歳から障害者福祉サービス打ち切りの通知が市から届きます。障害者福祉サービスでは、病院の往復にかかる九〇分間をヘルパーに無料でついてもらっていたのですが、介護保険移行後は、車の昇降と病院でのトイレの一分しか見てもらえず、一割の自己負担が発生します。「愛知肢体障害者ごぶしの会」の支援で二〇一三年、県と市に、不服審査請求を提出。市は事務手続き上の不手際は認めたものの、介護保険優先問題は棚上げされたまま進展がありません。そこで、弁護士とも相談のうえ提訴の準備を進めていました。今年九月、やっと介護保険にはない「重度訪問介護」が認められ一歩前進しました。





お知らせコーナー



●第2回 長野県の聴覚障害者の就労と雇用を考える集い●

日時 2014年11月1日(土) 13:00~16:30

会場 長野市障害者福祉センター 長野市鶴賀276-10

内容 発表①企業の立場から (株)豊田自動織機 岡田由紀子氏

②当事者の立場から 県聴覚障害者協会前理事長 上野 芳雄氏

会場からの質疑応答・全体意見交換

●県民公開講座「いい歯と健康」●

日時 2014年11月9日(日) 13:45~16:30

会場 長野市生涯学習センター(トイゴ)3階

内容・講演 健康生活は「良い租借」から

講師 松本歯科大学 増田 裕次 先生 13:45~15:30

・正しい歯の磨き方 15:30~16:30

・お口の相談コーナー 15:30~16:30

参加費 無料

●人権フェスティバル2014 ●

日時 2014年11月29日(土) 11:00~16:30

会場 松本Mウイング6階ホール

内容 表彰式 人権作文・ポスター

人権トーク「おぐねーの私らしく生きる」

講師：小椋ケンイチさん(飯田市出身)人気ヘアメイクアップアーティスト

参加費 無料

問合せ 長野県人権・男女共同参画課 026-235-7106

託児の申し込み 松本人権・男女共生課

●いい介護の日「何でも介護相談」●

10:00~16:00

フリーダイヤル0129-378-060

FAX026-223-1291でも受け付けます。県推協の松丸代表が14:00まで電話口で待機しています。安心して電話をください。

●県推協2014年度県との陳情懇談会●

日時 2015年1月27日(火) 13:30~16:30

会場 県庁議会棟 4階 会議室

内容 県知事宛の陳情書について陳情します。

※現在、陳情書作成中です。ご要望があれば11月8日までに事務局まで

お寄せください。また、懇談会にはどなたでも参加できます。11月中

に事務局まで。026-264-5256(Tel・FAX)

県との陳情懇談会
に、あなたも是非
ご参加下さい!



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp